も

も

※差別されない権利は、「全国部落調査」復刻版出版差止裁判で2024年初めて最高裁が判例として認めました。憲法13条及び14条に基づいて、「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳をたもちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である」と差別されない権利の法的根拠が憲法にあることを明示しています。



7月開催の講演会等

人権パネル展

春日市

「同和対策審議会答申~学びつなぐ~」 7月1日(火)~7月31日(木) 8:30~17:00(土日祝を除く) 場所:市役所1階アトリウム

大野城市

「コミュニティ別人権・同和問題研修会」

7月8日(火)東コミュニティセンター 7月9日(水)南コミュニティセンター 7月10日(木)北コミュニティセンター 7月16日(水)中央コミュニティセンター いずれも時間は19:00~20:15

太宰府

「太宰府市市民講演会」

7月12日(土)10:00~12:00(開場9:30) 場所:プラムカルコア太宰府(中央公民館)市民ホール演題:3つの壁を打ち破ろう!~部落差別解消推進法に学ぶ差別問題理解の基礎基本~ 講師:奥田 均さん(近畿大学名誉教授)

筑紫野

「筑紫野市同和問題講演会」

7月19日(土)13:00~15:00(開場12:30)

那珂川立

「那珂川市同和問題講演会」

7月27日(日)14:00~16:00(開場13:30) 場所: ミリカローデン那珂川 文化ホール 演題: デジタル社会と人権~何が問題なのか~ 講師: 古野 陽一さん(NPO法人子どもとメディア)

問い合わせ先 ※()は内線番号

- ●大野城市•大野城市教育委員会 TEL:580-1840/580-1911
- ●太宰府市•太宰府市教育委員会 TEL:921-2121(443) / 921-2121(451)
- ●筑紫野市•筑紫野市教育委員会 TEL:923-1111(251)/923-1111(715)
- ●那珂川市•那珂川市教育委員会
- TEL:953-2211 (492) / 952-2092
- ●春日市•春日市教育委員会 TEL:584-1201/981-0101
- ●福岡県(人権・同和対策局調整課)

TEL:643-3325

2025年度

同和問題啓発強調月間 筑紫地区統一・リーフレット

しあわせって

すべての人に

別されない権利があ

IJ

ま

す

そのネットの書き込み、本当に大丈夫?



ネット上では、こんなことが起きています

- 同和地区に関するウソやうわさを書き込む・拡散する。
- 特定の地区を撮影し、投稿する。

このような書き込みは、許されない人権侵害行為です。

身元調査をしない!させない!許さない!

── 部落差別(同和問題)を知っていますか ──

「部落差別」とは、住んでいる場所や出身地を理由に差別され、全ての人に保障されている基本的人権が侵害されているという日本特有の重大な人権問題のことです。また、この「部落差別」が存在することによって生じるさまざまな社会問題(経済格差や教育格差、結婚差別などの差別行為)を「同和問題」といいます。

差別をなくすために わたしたちにできること

●周囲の人と話してみましょう

差別と感じたときは、 信頼できる人に相談しましょう。



●正しい知識をもちましょう

部落差別解消に向けて、人権・同和問題の講演会等に参加して 一緒に学びましょう。

● 行動する前によく考えましょう

ネットの書き込みやうわさをそのまま信じて拡散する前に、 まずは自分でよく考えましょう。

「本人通知制度」について

筑紫地区では、住民票の写しなどを第三者等が取得した時、本人へお知らせする制度を導入しています。 ※制度のご利用には、あらかじめ登録していただく必要があります。詳細は各市にお問い合わせください。